

佐渡市監査委員による 平成21年度 定期監査結果

佐渡市監査委員事務局 ☎63-3112

市民環境部（市民課、廃棄物対策課、債権収納対策課）総務部（行政改革課）企画財政部（契約検査課、企画振興課（情報政策関係））産業観光部（農業振興課、農林水産課）建設部（水道課、下水道課）教育委員会（生涯学習課）福祉保健部（健康推進課）会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局

3 監査の方法

あらかじめ指定した様式により提出された監査資料に基づき監査を行い、必要に応じ関係書類の提出および関係職員の説明を求め、予算の執行および事務処理の適否について監査を行った。

4 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に指摘する事項もあり、軽微な内容については口頭によりその都度関係職員に対し改善または検討を要望した。重要案件は以下のとおり指摘する。

5 指摘事項

(1) 事務事業執行に伴う事務処理の適正化について

本年度の定期監査における特徴的な事項として、国の追加経済対策に伴う地域振興対策事業等が数多く行われている。経済効果の速やかな発現が求められることから、多くの通常業務を抱えながら、緊急かつ適確に事業執行がなされ、

また事業効果も大きく現れたことは評価したい。

しかしながら、事業執行に伴う起案や財務会計伝票において、起案文書に決裁日が未記入なもの、また、砂消しや修正液等による記載事項の訂正が多く見受けられたこと等は、適正な事務処理とは到底認められない。佐渡市文書規程並びに佐渡市財務規則の規定を遵守すべきである。

また、備品管理についても、取得後は速やかに防災管財課に取得報告し、備品管理システムに登録することとなっているが、これを怠ったまま未登録になっている案件が数多く見られた。このことは、決算審査等でも指摘したところであり、適正な事務処理をされたい。

(2) 前年度未収金の調定管理について

各課所管の使用料等、前年度収入未済の調定事務処理については、調定もれがあったり、調定額が前年度決算の収入未済額と異なっている等の事例が多く見受けられた。このことについては、昨年も指摘したところであるが、適正な事務処理を徹底されたい。

また、使用料等における滞納繰越額の調定方法として、過年度未収分と現年度分を区分せずに調定を起している場合があるが、収納状況を管理する観点から、細節または細々節を設けて区分すべきと考えるところであり、検討されたい。

平成21年度定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を報告します。

1 監査の実施時期

平成21年10月28日～11月13日

2 監査の対象

佐渡市監査委員は、定期監査の結果について、次のとおり公表しました。

佐監公表第3号

平成21年12月25日

佐渡市監査委員 清水一次

佐渡市監査委員 金子克己

佐渡市公の施設の 指定管理者が決まりました

お問い合わせ

市役所社会福祉課 ☎63-5113

高齢福祉課 ☎63-3790

指定管理者とは市が所有する公の施設の管理運営を市に代わって行う民間企業やNPO法人などの団体です。このたび、真野第2保育園と西三川デイサービスセンターの指定管理者が決まりましたので、お知らせします。

施設名 真野第2保育園・西三川デイサービスセンター

○施設所在地 佐渡市西三川1070番地1

○指定管理者 社会福祉法人 佐渡ふれあい福祉会

○指定期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間）

